

平成27年度第2回瑞浪市地域公共交通会議 会議録

会議の日時 平成27年8月3日(月) 13時30分
会議の場所 瑞浪市役所 2階 大会議室
出席委員数 委員 17名(欠 3名)、事務局3名
勝 康弘委員、磯部 友彦委員、野口 欣司委員(代理 磯野敬宗)
澤田 敦則委員、国島 英樹委員(代理 佐々木富公朗)、土屋 公彦委員
生田 直人委員、山田 芳喜委員、山田 幹雄委員
門間 實委員(随行 成瀬洋一)、山田 和洋委員、
橋本 清委員、大山 理晴委員、正木 英二委員
伊藤 正徳委員、成瀬 篤委員、木村 伸哉委員
【事務局】林 恵治、足立 寛聡、川畑 篤仁
欠席者 板橋 仁晃委員、西脇 弘司委員、伊藤 明芳委員

1. 開会

司会(商工課長)

これより平成27年度第2回瑞浪市地域公共交通会議を始めさせていただきます。

私、本日の司会・進行を務めさせていただきます、商工課長の林でございます。宜しくお願いたします。

最初に、本日の資料の確認をさせていただきます。

(資料確認)

2. 会長あいさつ

司会(商工課長)

それでは続きまして当会議を主宰します勝会長からご挨拶を申し上げます。

会長(副市長)

市は平成27年は選挙の年ということで進めてまいりましたが、選挙も一段落しまして、第6次総合計画に則った市政を進めていくところでございます。その中でまち・ひと・しごと創生法に基づく地方版総合戦略の策定を進めているところでございます。地域公共交通につきましても、総合戦略の中に位置づけていきたいと思っておりますが、地域公共交通会議で皆様の意見を聞きながら進めていきたいと思っております。

平成27年4月に開催しました第1回の会議では、瑞浪市生活交通ネットワーク計画の内容の承認と昨年度の事業報告と決算と今年度の事業計画と予算をご審議いただきました。

今回の議題は報告事項3件と協議事項1件について慎重なる審議をお願いいたします。

なお、今回の議長につきましては設置要綱第6条第1項の規定により、当会議の副会長の磯部委員を指名しますのでよろしくお願いたします。

司会(商工課長)

ありがとうございました。それでは、当会議の成立についてご報告申し上げます。出席者名簿をご覧ください。

本日、委員20名中、過半数のご出席がありましたので、要綱第6条第2項の規定により、当交通会議が成立しましたことを報告させていただきます。

また、当交通会議は、要綱第6条第6項の規定により、原則公開となっておりますので、ご承知をお願いいたします。

なお、本日の交通会議の議事録署名者を、平和コーポレーション株式会社の山田和洋委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

3. 報告事項及び協議事項

司会（商工課長）

それでは、報告事項及び協議事項に入らせていただきます。ここからは、先程勝会長より議長の指名のありました、中部大学の磯部先生にお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（磯部先生）

中部大学の磯部です。ご指名がありましたので議長を務めさせていただきます。最初に瑞浪市内の交通状況について、事務局より説明をお願いします。

報告事項（1）瑞浪市内の交通状況について

事務局

- ・資料1に基づき説明

議長（磯部先生）

ご意見、ご質問等、ございませんか。

バス、タクシーの利用者数をみると年々減少傾向であること、コミュニティバスの経費については、どの公共交通でも言えることですが、年々経費が上がりつつあるという点が課題となると思います。

他に意見等よろしいでしょうか。よろしければ次の議題に移りたいと思います。続きましてデマンド交通導入のスケジュールについて事務局より説明をお願いします。

報告事項（2）瑞浪市デマンド交通導入のスケジュールについて

事務局

- ・資料2に基づき説明

議長（磯部先生）

ご意見、ご質問はありませんか。

山田幹雄委員

県のタクシー運賃制度の改定が年明けに行われる予定ですので、デマンド交通の運賃にも参考になるかと思います。

山田芳喜委員

プロポーザルのときには、デマンド交通の運行内容についてある程度決めておくのか、プロポーザルで内容を決めるのかどちらでしょうか。

議長（磯部先生）

瑞浪市ネットワーク計画でデマンド交通について、どこまで決まっているのか整理する必要があると思います。

事務局

- ・瑞浪市ネットワーク計画の5、6ページに基づいて説明

議長（磯部先生）

ネットワーク計画の内容がデマンド交通運行内容の最低条件であると思います。そこに市が考える予算の枠と、事業者の提案で運行内容を考える必要があると思います。プロポーザルの条件整理について考えておいてほしいと思います。

他の課題について何かご意見、ご質問はありませんか。

山田幹雄委員

ネットワーク計画5ページのデマンド交通の乗降場所について、現行のコミュニティバスよりも多数設置するとありますが、新たにバス停ができるということでしょうか。面での地域輸送が可能になるのか、コミュニティバスのような形になるのかどちらでしょうか。

議長（磯部先生）

文面からみると、現行のコミュニティバスのバス停とその付近は最低限乗降できるということだと思います。あとは地域の希望や道路条件でどれだけ追加できるかということになると解釈しています。

山田幹雄委員

現行のコミュニティバスが入っていけないところに乗降場所を設定したときに、タクシー車両等を使用するという構想となっていると思います。その場合現行のコミュニティバスの運行はその分なくなります。コミュニティバスのコストとデマンドを運行した時のコストを考えるとあまり変わらないのではないかと思います。

また、セダン車両を使わないと入っていけないような地域にデマンド交通の需要がどれだけあるかしっかり調査しないと、ルートを設定したのに利用者がいないという可能性もあると思います。

現在のタクシーの乗務員の配置を考えますと、ほとんど駅周辺に市内のタクシーがおり、市の北部地域にタクシーを走らせることの非効率性もありますので、この点について心配していますので質問をしました。

議長（磯部先生）

いまコスト面の話をしていただきましたが、地域のどこまで行かなければならないのか、現在のバス停の付近でいいのか、ということで経費の計算が変わってくるかと思っています。地元ヒアリングによってどこまで乗降場所を設定したらいいのか進めていただきたい。同時にデマンドに乗って街の中のどのあたりまで行きたいか調査も進めていただけたらと思います。

プロポーザルにいく前の準備をしっかりとっておかないと後々大変になるかと思っています。もうひとつはこの会議以外にワーキンググループ等はやっていきますか。必要であれば設置していただきたいと思います。

申請の点ではどうでしょうか。

野口欣司委員（代理 磯野運輸企画専門官）

デマンド交通なので乗合の認可が必要です。プロポーザルによってどの事業者になるかによりませんが、公共交通会議を経て2月中旬までに申請をいただけたら審査可能です。乗合の認可がなければ、乗合の審査と試験もありますので事業者の決定が12月であればなんとか間に合うと思います。

議長（磯部先生）

確定が12月であればなんとかできそうなスケジュールであるということですね。

ほかにスケジュールでご意見等ありますでしょうか。よろしければ次の議題に移ります。多治見市における路線バス昼間運賃割引制度について事務局より説明をお願いします。

報告事項（3）多治見市における路線バス昼間運賃割引制度について 事務局

- ・資料3に基づき説明

議長（磯部先生）

瑞浪市を通る路線にも影響があるのではないかとということで了解をいただきたいと多治見市から依頼のあった件ですが、これに関してご意見、ご質問はありませんか。

門間實委員（東濃鉄道株式会社）

以前に3か月間の実証実験を行いまして、利用者が1割強伸びた実績があります。その後多治見市と打合せをさせていただいて、今年の10月から1年間この制度を行うことになりました。赤字が生じた分については市から補てんするという形です。1年間の制度ということで今後どうなるかはわかりませんが、利用するお客様にとってはいい制度と捉えています。

不安材料としましては、今まで9時台や17時台に乗っていた方が時間をずらして10時台や16時台の時間帯に乗られる可能性があるということや、制度の適用が多治見市内となつていまして、市境のぎりぎりのところで下車して、再度乗車したり、1区間程度の距離なら下車して歩いたりするお客様もいらっしゃると思います。これらの点はその都度多治見市と相談して対応していきたいと思います。

瑞浪市ですと、瑞浪＝駄知＝多治見線の運行があり若干の影響があるかと思いますが、多治見市と隣接する市町はもう少し影響が大きいと考えています。影響についてはその都度対応して利用されるお客様にとってよりよい制度に改善していきたいと思いますので、この制度についてよろしく願いいたします。

議長（磯部先生）

ありがとうございました。瑞浪市地域公共交通会議としては了解した、承知したということで進めたいと思いますが、何かご意見がありましたら発言いただきたいと思います。

続きまして、協議事項に移りたいと思います。バス車両の移動円滑化基準適用除外認定申請について、事務局より説明をお願いします。

協議事項（1）バス車両の移動円滑化基準適用除外認定申請について

事務局

- ・資料4に基づき説明

事務局

詳細につきまして、平和コーポレーション様からも少しご説明いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

山田和洋委員（平和コーポレーション株式会社）

現在コミュニティバスは5台運行させていただいています。2台は市から預かっているもので交通バリアフリー法に適合しています。3台は弊社所有のものを使用しています。コミュニティバスは毎日運行していますので、整備点検の関係から1台予備車があります。車両の老朽化のため1台を廃車、1台を予備車にまわして新しい車両を導入する予定です。本来ですと、交通バリアフリー法に適合した車両を導入するところです。しかし、交通バリアフリー法に適合した車両ですと座席数が少ないので、釜戸日吉の小中学生20数名の乗車が安全上難しくなります。

なお、市の身体障害者協会にも説明させていただきまして、この点についてご理解をいただきました。もし障害者の方が乗車される場合には車両を変更したり、乗務員が乗車補助をしたりして対応することも確認しました。

今回の会議を経まして、運輸局へ申請を行う予定です。なお事前に運輸局には相談をさせていただいています。小中学校通学対応便の安全な運行のためにご理解いただきたいと思います。

議長（磯部先生）

ありがとうございます。バスの移動円滑化基準ですが、バリアフリーのためにいわゆるノンステップの採用を定めるなどしていますが、そういった車両は坂道で車体を擦ってしまうという問題がありまして、なかなか山間部では採用しにくいといった状況もあり、さまざまな議論があります。全国標準としては移動円滑化基準の適用が必要ですが、状況によって適用除外の申請ができるということで、今回議題にありますように申請の承認をいただきたいと思います。これについてご質問、ご意見はありますか。

車いすの利用者が乗車される場合は対応が必要ということですが、どのような対応になるでしょうか。

山田和洋委員（平和コーポレーション株式会社）

平成14年度からコミュニティバスの運行をしていますが、車いすの利用者が乗車できなかったという事例はありません。市内中心部を運行している車両については車いすにも対応しています。最近ではベビーカーを載せたいというお客様もいらっしゃり、実際に乗車いただいています。自分で乗車できない場合は乗務員が補助しております。

議長（磯部先生）

ありがとうございました。そのほかにご意見はありますでしょうか。

それではこの件については協議事項ということでお諮りしたいと思います。バス車両の移動円滑化基準適用除外認定申請について原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

（異議なし）

ただいまの議題は承認されました。

それでは報告事項及び協議事項は以上となりますので、これにて議長を降ります。委員の皆様には慎重審議をしていただきまして誠にありがとうございました。

司会（商工課長）

ありがとうございました。そのほかにご意見等ありましたらお願いします。それでは長時間にわたり慎重審議をしていただきありがとうございました。次回の公共交通会議は10月に開催予定ですが改めてご連絡させていただきます。

これをもちまして平成27年度第2回瑞浪市地域公共交通会議を終了いたします。ありがとうございました。

（14時30分閉会）

平成27年8月6日

議事録署名者 山田 和洋